



2022年12月23日

各位

会社名 ギグワークス株式会社
本社所在地 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
代表者 代表取締役社長 村田 峰人
(コード番号 : 2375 東証スタンダード)
問合せ先 取締役常務執行役員 小島 正也
管理本部長
(TEL 03-6832-3260)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年12月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年1月27日開催予定の第46期(2022年10月期)定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 現行定款の目的事項について、2022年7月1日付での日本直販株式会社、株式会社悠遊生活(現、日本直販株式会社)のグループ化に伴い、当社グループの事業領域の拡大及びグループでの統一性、一体性の観点から追加するものであります。

(2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行により、上場会社が経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件に、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することが認められました。

当社といたしましては、感染症拡大または自然災害を含む大規模災害の発生や、遠隔地の株主様と近隣の株主様が同等の条件で株主総会に出席できない等、場所の定めがある株主総会を開催することが、株主のみなさまの利益にも照らして適切でないとするときは、場所の定めのない株主総会を開催することが出来るよう、定款第12条第2項に場所の定めのない株主総会の開催に関する規定を追加するものであります。

なお、本変更は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件とし、当該確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は、不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。(下線部は変更部分)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2023年1月27日(金)

定款変更の効力発生予定日 2023年1月27日(金)

【別紙】

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示しております。)

【目的事項の変更】

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社(外国会社を含む)、組合(外国における組合に相当するものを含む)、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社(外国会社を含む)、組合(外国における組合に相当するものを含む)、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。
1. ~61. <条文省略>	1. ~61. <現行どおり>
(新設)	62. <u>通信販売及び販売代理業務並びにその他の商取引に関する業務</u>
(新設)	63. <u>酒類の輸出入、卸売り及び小売業</u>
62. ~63. <条文省略>	64. ~65. <現行どおり>

【いわゆるバーチャルオンリー株主総会を開催可能にするための変更】

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集の時期及び場所)	(招集の時期及び場所)
第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。	第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
(新設)	2. <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
(新設)	(附則)
	<u>(株主総会の招集に関する経過措置)</u>
	<u>定款第12条第2項の変更は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本条は、効力発生日経過後にこれを削除する。</u>

【株主総会資料の電子提供制度導入に関する変更】

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置)</p> <p>2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上